

20. 市の担当窓口について

1. 市の担当窓口

介護保険サービス事業者に関連する市の主な業務と担当は以下のとおりです。

担当部署			主な業務内容（抜粋）	担当講習会資料 （目次番号）
介護保険課		指定グループ 0586-85-7017	《介護保険サービス事業者の指定に関すること（※1、2）》 ・指定（許可）申請 ・指定（許可）の更新申請 ・変更、加算、休止、廃止の届出 ・業務管理体制の届出 ・行政処分	1 から 8、9（9-1、9-2）、11 から 15、17、19
		給付グループ 0586-28-9018	《介護保険の給付に関すること》 ・居宅サービス計画作成依頼（変更）届出 ・給付実績等の管理、介護給付費適正化、ケアプランチェック、過誤申立 ・あんしん介護予防事業サービスコード ・利用者負担の軽減（介護保険負担限度額認定、介護保険高額介護サービス費等） ・福祉用具購入費、住宅改修費の支給 ・特別養護老人ホームの特例入所	9（9-3、9-4）、10、11、13、19
		認定グループ 0586-28-9020	《介護保険の要介護認定・要支援認定に関すること》 ・認定申請（新規、更新、変更）（※3） ・介護サービス計画作成等のための資料提供	
		保険料・管理グループ 0586-28-9019	《介護保険被保険者の資格の管理、介護保険料の賦課・徴収に関すること》 ・介護保険被保険者証、負担割合証の（再）発行（※4） ・介護保険料の賦課、徴収	
福祉総務課		指導監査室 0586-85-7697	《障害福祉・介護保険等のサービス事業者、社会福祉法人等の指導・監査に関すること》 ・介護保険サービス事業者に対する運営指導、監査 ・有料老人ホームへの立入調査	16
参 考	生活福祉課	生活福祉グループ 0586-28-9016	《生活保護、中国残留邦人等の支援給付に関すること》 ・介護券の発行 ・指定介護機関の申請、届出	18
	高年福祉課	地域支援グループ 0586-28-9151	《介護予防、認知症施策等に関すること》 ・養護老人ホーム、有料老人ホーム（※5）、軽費老人ホーム、介護予防支援事業に関する届出等 ・あんしん介護予防事業に関すること ・介護予防支援・介護予防ケアマネジメントシステム「AttendMysa」 ・地域包括支援センター、介護予防、おでかけ広場等に関すること ・認知症関連施策、在宅医療介護連携 ・高齢者虐待相談（※6）	
		在宅福祉グループ 0586-28-9021	《高齢者のための在宅福祉サービスに関すること》 ・ひとり暮らしの高齢者のためのサービス（配食サービス等） ・ねたきりまたは認知症の高齢者のためのサービス（家族介護用品給付等） ・その他の福祉サービス（「愛の杖」の給付等） ・福祉有償運送	

※1：介護予防支援事業者は除く。あんしん介護予防事業（介護予防・日常生活支援総合事業）については従前相当サービスに限る。

※2：老人福祉法に関する届出も含まれます（指定特定施設入居者生活介護事業所の老人福祉法関係の届出の提出先は高年福祉課です）。

※3：あんしん介護予防事業の事業対象者に関することは高年福祉課、地域包括支援センターが担当です。

※4：あんしん介護予防事業の事業対象者の新規該当分は高年福祉課が担当です。

※5：サービス付き高齢者向け住宅に関することは住宅政策課（0586-85-7011）が担当です。

※6：養護者による高齢者虐待は高年福祉課及び各地域包括支援センター、養介護施設従事者による虐待は施設の所管課が対応します。

2. 講習会に関する質問

事業者講習会に関する質問は電子申請システムから受け付けます。質問手続方法については市ウェブサイト【ページ ID 1064451】に掲載していますのでご確認をお願いします。

- ・質問にあたり、基準省令、厚生労働省の事務連絡等を予めご確認ください。回答には時間を要する場合があります（質問内容によっては厚生労働省等への確認のため、更に時間を要する場合があります）。
- ・質問への回答について、周知等が必要なものは市ウェブサイト【ページ ID 1064451】にも掲載します。